第10回たつの市農業委員会総会（9月定例会）議事録

令和3年9月27日（月）午前10時から第10回たつの市農業委員会総会（9月定例会）を本庁舎新館3階302会議室において招集した。

出席委員　19名　欠席委員　0名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	3	永富　元	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	8	大西　正清
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	19	大橋　正典		

事務局の出席者　3名

局 長	大野　泰弘	主　幹	真殿　秀幸	副主幹	武田　かおり

１　開　　会

〇会長

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

〇議長（会長）

只今から第10回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

〇事務局

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名全員であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の

届出について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

３　会議宣告
〇議長（会長）
これより会議に入ります。
日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、1 番上田常雄委員、2 番八木正邦委員にお願いします。
（「はい」）との声）
次に、日程第 2「議案第 57 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

〇事務局
「議案第 57 号　非農地証明願の承認について」
農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 3 件提出されていますのでご説明いたします。
1 件目の願い出地は、龍野町[redacted]外 1 筆の登記地目・田で現況は宅地、面積は合計で 58.64 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 55 年に倉庫を建築して以来、宅地として利用していましたが、この度、地元在住の親戚に譲る為に所有地の整理をしていたところ地目が田であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により建物を建築していることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
2 件目の願い出地は、神岡町[redacted]の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 254 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成 9 年に工場と事務所を建築して以来宅地として利用していましたが、この度、隣接地を購入するにあたり土地を調査していたところ地目が畑であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、土地の全部事項証明書により平成 9 年に新築されたことを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、揖西町[redacted]の登記地目・畑で現況は雑種地、面積は 130 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成 6 年頃にこの土地を借りて親戚が墓地を設置して以来雑種地として利用していましたが、この度、土地を譲る事となり地目が畑であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成１１年撮影の空中写真により雑種地としていることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 57 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 58 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 58 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 2,283 ㎡、譲受

人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡し人は以前から譲受人へ農地を貸していたが、今後も耕作する予定はないので、耕作者である譲受人へ売買するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も当該農地を耕作しており、農機具も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30ａに達しているかについては、耕作面積が3,238㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い現在も耕作しているので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

2件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は1,584㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は農地の管理に困っていたところ、周辺で耕作地の拡大を行っている譲受人と話がまとまったので売買するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は農業者で、耕作に必要な農機具も揃っていますので、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30ａに達しているかについては、現在の耕作面積が3,563.57㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、譲受人は地域の担い手として近隣でも耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は1,804㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は農地の管理に困っていたところ、周辺で耕作地の拡大を行っている譲受人と話がまとまったので売買するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は農業者で、耕作に必要な農機具も揃っていますので、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30ａに達しているかについては、現在の耕作面

積が 11,501 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、譲受人は地域の担い手として近隣でも耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 58 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 59 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 59 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

この案件は 1 つの農地を持ち分 1/2 ずつ 2 名で所有されており、そのうち 1 人分の権利を贈与する案件となっております。

申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は 2,864 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は相続で農地を取得したが管理ができず、以前から譲受人が耕作していた。両者は兄弟であり話し合いで贈与するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も申請地を耕作しており、農機具も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 8,968 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、現在も地域の慣例に従い耕作しているので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 59 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 60 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・特定遺贈の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 60 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・特定遺贈の承認について」

3 条特定遺贈の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

この案件は 1 つの農地を持ち分 1/2 づつ、2 名で所有されており、そのうち 1 人分の権利を遺贈する案件となっております。

申請地は、揖保川町[redacted]の田で面積は 176 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は被相続人[redacted]の相続人で[redacted]、[redacted]譲渡し人は相続人であるが、農業する意思はなく、亡くなった所有者は生前に[redacted]氏に農地を遺贈するとの遺言書を作成されておりそれに基づく申請です。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は自宅横の農地であり現在も申請地を管理

しており、今後も責任をもって管理するものと見込まれます。
　次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,239 ㎡ですので条件を満たします。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、「今後も責任もって管理する」との事であるので、周囲に影響を及ぼすおそれはないと思われます。
　よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 60 号」は原案のとおり承認されました。
　次に、日程第 6「議案第 61 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 61 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」
　4 条案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。
　これら 3 件の申請者は違いますが、皆太陽光発電施設の設置であり場所も近所であるので、まとめて説明させていただきます。
　申請地は新宮町[redacted]、[redacted]、[redacted]の田で面積は 524 ㎡、498 ㎡、920 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。
　申請人は、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電施設の設置です。

工事計画は、許可後 60 日で造成し、造成後 120 日で太陽光発電施設を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に耕作地はなく、周囲の営農には支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 61 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 62 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 62 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 6 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町[redacted]の畑で、面積は 218 ㎡、住宅等が連坦する 3 種農地と判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]　転用目的は、隣接地のダンス教室の

為の露天駐車場です。
　工事計画は、許可後 7 日で造成し駐車場を設置します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　2 件目の申請地は、誉田町[redacted]の畑で、面積は 201 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]　転用目的は、自家用車 3 台を駐車する為の露天駐車場及び、簡易な倉庫敷地です。
　工事計画は、許可後 7 日で造成し駐車場を設置します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　3 件目と 5 件目は、同一譲受人による転用となっていますので、
　まとめてご説明させていただきます。
　申請地は、新宮町[redacted]他 3 筆と、新宮町[redacted]他 1 筆で、面積は合計で 2938 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、3 件目の申請は[redacted]で、5 件目の申請は[redacted]　転用目的は、売電の為の太陽光発電施設の設置です。
　工事計画は、許可後 60 日で造成し造成後に 120 日で太陽光発電施設を設置します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見

込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　4件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は527㎡、住宅等が連坦する3種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電施設の設置です。
　工事計画は、許可後60日で造成し造成後に120日で太陽光発電施設を設置します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　6件目の申請地は、揖保川町[redacted]の畑で面積は387㎡、住宅等が連坦する3種農地と判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]　転用目的は、業務用の露天駐車場です。
　工事計画は、許可後60日で造成し駐車場を設置します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、周囲に農地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。
　よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 62 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

４　閉会宣告

〇議長（会長）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年9月27日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（1番　上田常雄委員）

議事録署名委員
（2番　八木正邦委員）